

本縣定數條例を可決

昭和二十四年七月定例縣議會は七月二十日開會十數日に亘り炎暑の中を議案第四十六號より、六號までについて慎重審議された。主なるものは災害救助基金の二億二千萬圓の追加更正豫算歌山縣職員定數條例の可決された事である。



發行所  
和歌山市小松原通  
和歌山縣廳秘書課  
編集兼發行人  
森慶三  
印刷所  
和歌山縣印刷所  
定價④1部2圓50錢

小野知事等

及び農地委員會が定める。

小野知事等の兩選手を激勵

縣下二十萬世帯の貯蓄組合加入運動展開		現在	七月末現在	貯蓄實績調	和歌山縣
	達成額	達成率	在境未達額	七月末	
00	554,216	36,9			
00	△41,781	—			
00	171,783	57,2			
00	△ 1,178	—			
00	24,297	33,7			
00	30,348	30,3			
00	159,851	106,5			

(單位千円)		別	目標額	七月 達成額	在 庫額	成 率
區	別	行 組 局 會 社 合 社				
銀	協	1,500,000	554,216			36.9
農	便	500,000	△41,731			—
郵	業	300,000	171,783			57.2
漁	會	10,000	△1,178			—
保	社	40,000	24,297			33.7
信	合	100,000	30,348			30.3
無	社	150,000	159,851			106.5
	計	2,600,000	897,586			34.5

南  
信

## 病院給食について

### 病院給食の 必要な理由

すべての入院患者にはいろいろの食糧が加配されます  
まだ申請されない病院は至急手續をして下さい

**病院給食**

一、病院給食の  
必要な理由

入院患者の治療には、  
醫學技術を應用して、十分  
な看護が必要である。  
が、患者に榮養的治療  
を施すことも亦極めて  
大切である。患者に對  
して正しい榮養學を基  
礎とした食事を與える  
ことは、病氣の恢復を  
早からしめる良い方法  
である。ところが食糧  
の自由に得られた過去  
に於てすら病院で行つ  
ていた給食は、榮養上  
の考慮がおろそかにされ  
勝であった。まして  
現在のように食糧統制  
がなお實施されている  
状態では、いろいろ  
意味で多くの障礙があ  
り、給食は困難なのであ  
り、勢い、どの病院でも  
（縣下病院も勿論）ご  
く少數のものを除いて  
は給食を實施していない。  
多くの場合、患者  
が入院すると同時に附  
添人が殆ど夫々の病室  
内で炊事をして食物を  
つくつている現状であ  
つて、これは榮養補給  
が不完全となるばかり  
でなくやゝもすると不  
衛生に流れるおそれが  
あり、病氣の恢復を甚  
だ遅らせている。又時  
にはなるべく病氣も  
治癒時期を失つて終に  
重大結果を招くことも  
考えられる。

そこで政府は、この對  
策についていろいろ研究した結果、榮養を確  
保するための食糧加配

者にはいろ／＼の食  
い病院は至急手續を  
が是非とも必要であり  
又患者の病状に應じて  
醫師や榮養士が監督し  
て給食を行わねばなら  
ないとの結論に到達した。  
病院給食の場合に於ては、一般と異り高  
度の榮養と特種な調理を  
技術が不可欠であるから、特に榮養士の存在  
は重要な役割を果すこと  
となつた。

糧が加配されます  
して下さい

種別	主要食糧	男女十一才以上	士才未滿の男、女	結核、癆、精神病	味噌	食油	醤油	食鹽	砂糖	脂肪	鮮魚介	蔬菜	燃料(木炭換算)
食糧及び燃料の種類	全國を甲、乙、丙 地圖に分けて配給 決めているが右表記載を省略して丙 (和歌山縣も含まない) のみとした。即ち が少くて醤油が多 つて、鮮魚介 庭配給分を含めて に三〇匁平均	意欲もあり満々の もうかがえるがも く人を入れる雅 ほしい、これが彼 つ自負心と潔癖さ 來る結果 はいえや 身を投す ゞ一つの 性格的缺 乏はある に有力をあ えすれば る。ノ耳學 では得ら 待されよう。	患者に對する病状 榮養士の職務は醫 新らしい時代感覺が され今一段の飛躍 待されよう。	（讀物新聞前田隆									

の加配基準(一人一日當り)		種の更に	
數量	備考	數量	備考
八〇〇瓦	但し妊娠は五ヶ月以上もの七〇瓦	一四〇〇瓦	四〇〇瓦
二勺		二勺	
三〇瓦	甘味尿病患者は人口 結核及糖尿病患者 は一〇瓦とする	一〇瓦	甘味尿病患者は人口 結核及糖尿病患者 は一〇瓦とする
三〇瓦		四瓦	
一〇〇瓦			

和歌山縣觀光連盟機關誌「きのくに」は、委り豊かに高雅な風味をたゞよわせて既に第一號を世に送つてゐる。觀光縣として世界の注視の的となつてゐる。州の自然を更に巧みに紹介し、整備すべく「きのくに」の發展に積極的な協力と鞭撻をもんでやまない。

**春蠶繭の價格の協約成立**

**春蠶繭の價格の協約成立**

今春取引せられた和歌  
賣方の縣販賣農業協同  
表と買方でめる吉村製  
十八日取引價格の協約  
掛目は三等標準で四、  
績は縣下平均絲質格一  
から二〇四掛が加算さ  
取引生絲量は十五匁二  
價格は十貫匁六、九四  
蠶絲ば從來統制されて  
單一爲替レートの實施  
撤廢され繭の取引も自  
るから養蠶農家は今後  
反當牧蠶量の増加蠶の  
眞剣に經營の合理化を  
下げる要請せらるゝよ  
山縣の春蠶繭について  
組合連合會の養蠶者  
絲會社との間に去る二  
が成立した  
三五〇掛と決り検定成  
等解ジョ格一等であ  
れ四、五五四掛とな  
分であるから春蠶平均  
〇圓となる  
いたのであるが、今春  
に伴い全面的に統制か  
由取引となつたのである  
桑園肥耕の増配によ  
共同飼育上ソク改良等  
圖り一層繭生産費の引  
けである

## 道路調査について

本年度も公共事業として道路調査が実施され、これは道路の現況の把握で從來實施していた現況調査は、粗漏な点が多くかつたので、今回更めて確實なる資料を把握し道路整備計畫の基礎資料とする。要領費用等は追つて指揮されるが、特に公共事業の性質よりして充てやまない。

和歌山縣觀光連盟機誌「きのくに」は、より豊かに高雅な風味たゞよわせて既に第號を世に送つてゐる観光縣として世界のこの視的となつてゐる州の自然を更に巧み紹介し、整備すべく

きのくに」の發展に積極的な協力と鞭撻をせん。

(十) (地) (改) (更) (法) (の) (あ) (ら) (ま) (し)

- 本年六月六日 土地改良法(法律第一九五號)及び土地改良法施行法(法律一九六號)が公布されて同八月一日から施行されている。それでは参考迄に法の趣旨及び内容について概要を述べ、今まづ土地改良法は新らしい時代の情勢に即應した法律、所謂農業の民主化を圖つた法制であつて、農業經營の合理化を圖り、農業生産の増大を期するにある。

### 1.事業の範囲(法二條)

イ、溉漑排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廢止又は變更

ロ、區割整理

ハ、開田又は開畠

ニ、埋立又は開拓

ホ、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復舊

ヘ、農地に關する権利並びにその地の利用上必要な土地に關する権利、農業用施設に關する権利及び水の使用に關する権利の交換分合とその他の農地の改良又は保全のための必要な事業

ニ、關係地區の耕作者が土地改良事業に參加する資格がある(法三條)

3、關係地區十五人以上の者は、その2/3以上の同意があれば土地改良區を設立する事が出来る(法五條)

4、土地改良區設立について利害關係人は異議の申立をすることが出来る(法三十八條)

5、土地改良區は市町村に對し賦課金等の徵收の委任をすることが出来る(法四十七條)

6、土地改良區は工事に必要な技術吏員の援助を請求する意向を必要とする、但し同

### 8.農業協同組合若しくは農業協同組合連合會が土地改良事業を行つて知事に提出すればよい。その場合知事は關係市町村農地委員會の意見を聞いて決定する事になる(法五十二條)

9.左の者は土地改良事業に關し、土地等の調査をするため必要がある場合は、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内に入つて測量し又は検査することが出来る(法百十八條)

イ、國、縣の職員

ロ、土地改良區の職員

ハ、縣、市町村農地委員会は委員會の事務に從事する者

### 10.土地改良區の關係者は登記所、稅務署から土地臺帳若くは家屋臺張の謄本について無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄本の交付を求めることが出来る(法百八條ノ五)

11.急迫の災害を防ぐ必要があるときは他人の土地を一時使用し又はその土石、竹木等を使用し若しくは收用することが出来る、但し時價によりその損失の全額を補償しなければならない(法百二十一條)

12.土地改良事業の施行に關して設けた標識を移轉し、汚損し、き損し、又は除去した者は二萬圓以下の罰金に處せられる(法百三十九條)

13.耕地整理組合でその組合の十一日迄にその組織を變更して土地改良區となることが出来る。(施行法五條)

(土地改良課)



## 名勝舊跡觀光コンテスト



合理的なことも  
不合理なことも  
等しく反対論を

る海産動植物の採集地  
たる白濱湯崎は確かに  
天下に誇つてよい所である。

もう既に久しい過去  
となつたが、私は老母と  
妻を連れて夏の二

# うんか發生の兆 豫察とその 驅除法について

2、多肥亦は密植した場所に多く出るものであるから、これ等の水田について調査すること。

に對する薬剤の附  
状態は手で葉をこ  
つて見て白くつい  
いると感じる程度  
よく撒粉回數は第  
回撒粉後五日目に  
う一回撒粉するこ

布量は出穂前は反六七斗出〇後は二内外が適當であります手に薬液を撒布し場合は一回撒布ので略々目的を達すことが出来るから

# 和歌山縣主要食糧取締規則 が制定されました

は白銀の光きよしき白良濱の磯傳いなど、いすれも自然のうちに歴紀の景觀が紹介されたのはうれしいことであつた。

湯崎自濱の歴史は古い家にあらば筈に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛ると旅の悲愁を歌つた万葉歌人有間皇子の譽嘆を得た湯崎

紀伊國の白良の濱に眞白良の濱に来て居る鷗ハレ其の玉持て來と催馬樂に歌われた白良濱、こうした齋明天智天皇の昔からの紀

久世正富 濱の温泉が常に新しい観光施設を目ざして時代にタイアップして行くことは、郷土の人々の努力を賛えねばならぬ。白砂青松に加うるに海の美しさ、万葉植物の雄たる濱木綿の花咲くいでゆの里、而も京大の臨海研究所さえあつてくる。

屋が建てられていたがりとはしていなかつた頃で、これも旅の客らしいトシマのオバサン連中と一緒に側の岩壁にくだける浪の音を開きながら湯に浸つていた記憶が、その時のS旅館のしつけのゆきとどいた女中さん達の應待振りと共によみがえつてくる。

郡太田川流域に背山の  
んか一株當り三〇匹とい  
外發生しているのでと  
地とも今後充分留意  
て早期適切な處置によ  
る驅除を期せられとい  
。

内各生たよし高でにててをくく高で生たよし内各  
3、地勢的には南部か  
北部へ、平担部か  
山間部へと發生する  
ものであるから警  
報の地帶に留意す  
ること。

理無理のうちにでも注意すること。  
**(三) うんか發生 上の心得**  
1、うんかは田の周圍には少く、田の中央部に發生するのが普通であるから、田を十分に歩いて調べること、特に背白うんかの場合にはこの点に注意すること。  
2、せじろうんかは株をたゞき水面に落ちるものについて調べること。

に對する薬剤の附着状態は手で葉をこすつて見て白くついているを感じる程度でよく撒粉回數は第一回撒粉後五日目にもう一回撒粉すること但し撒布後降雨のあつた場合は撒き直すこと。

3、注油驅除法

從來通りであるが布量は出穗前は反六七斗出〇後は二内外が適當であります手に薬液を撒布の場合は一回撒布のことで略々目的を達することが出来るから寧に撒布すること

# 和歌山縣主要食糧取締規則 が制定されました

## 七種証券注證明會

1、BHCによる驅除法  
一株平均十四程度の  
発生数になつた時、  
日中に撒粉機の噴出  
口を下に向け撒粉す  
ることその反當撒粉  
量は三匁が適當で並

(四) 驅除方法

（三）うんか發生 上の心得

1、うんかは田の周圍には少く、田の中央部に發生するのが普通であるから、田を十分に歩いて調べること、特に背白うんかの場合にはこの点に注意すること。せじろうんかは株をたゞき水面に落ちたものについて調べること。

2、せじろうんかは株をたゞき水面に落ちたものについて調べること。

3、とびいろうんかは一つの株を二つに押分けて検査すること、但しこの場合保護色となつてゐるから注意すること。

4、卵は水面近くの葉さや或は葉脈等の組織中にたてに一列に産みつけられるがこの部分は後に變色して胡麻葉枯病の病斑が數箇並んだような黒褐色の短い線になつて現れるからかかる稻株の多い場合は數日に孵化するものであるから十分注意して観察に當ること。

2、多肥亦は密植した場所に多く出るものであるから、これ等の水田について調査すること。

3、早生稻に早く發生し粳よりも糯に多く發生するから、この点にも注意すること。

（三）うんか發生 上の心得

1、うんかは田の周圍には少く、田の中央部に發生するのが普通であるから、田を十分に歩いて調べること、特に背白うんかの場合にはこの点に注意すること。せじろうんかは株をたゞき水面に落ちたものについて調べること。

2、せじろうんかは株をたゞき水面に落ちたものについて調べること。

3、とびいろうんかは一つの株を二つに押分けて検査すること、但しこの場合保護色となつてゐるから注意すること。

4、卵は水面近くの葉さや或は葉脈等の組織中にたてに一列に産みつけられるがこの部分は後に變色して胡麻葉枯病の病斑が數箇並んだような黒褐色の短い線になつて現れるからかかる稻株の多い場合は數日に孵化するものであるから十分注意して観察に當ること。

（四）設業法明會★

2、DDT乳劑による方法

DDT乳劑四一五  
百倍に薄め稻株の下迄充分薬液のかかる  
よう撒布すること

虫菊エキス六を油  
升賞一〇cc(一〇)  
匁)又は除虫菊粉  
〇匁或は除虫菊乳  
(三)一ー二匁を  
入して使用すること

五月二十四日公布せられた建築業法によつて、この法律の目的とすこころは登録制度を實施して無登録者による營業禁止請負契約の法的規正化工事の適正な施工の確保建設業界の全般發展を期するのであるがこの法律は建設業者に相當の影響を有するもとで縣では趣旨の徹底を圖るために次回の日程で説明會を開催するが多數業者の聽講を希望している。

記

一、和歌山市 八月十七日午後一時  
一、海南市及海草郡八月二十日  
一、有田郡 八月二十四日午後一時  
一、日高郡 八月二十五日午後一時  
（三）魚が抜く工道隧道逢井着工 箕島町  
（四）内閣は一回撒布の回数は第一回撒布後五日目にもう一回撒布すること。但し撒布後降雨のあつた場合は撒き直すこと。  
（五）注油驅除法  
（六）手に薬液を撒布しても内が適當であります。これが出来ること。從來通りであるが